

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)輝北風力発電事業Ⅰ更新計画計画段階  
環境配慮書」に対する意見について

平成30年9月26日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)輝北風力発電事業Ⅰ更新計画  
計画段階環境配慮書」について株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、環境の  
保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 鹿児島県鹿屋市、垂水市及び霧島市
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出 力： 最大20,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 6月29日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成30年 9月14日
経 済 産 業 大 臣 意 見	平成30年 9月26日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、常泉  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)輝北風力発電事業Ⅰ更新計画  
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った環境影響評価等の結果及び稼働中に実施した調査結果等を活用し、既設の風力発電設備等の設置による環境影響を適切に把握した上で、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

また、同検討のうち、風力発電設備等の建て替えについては、既存の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路や送電線等を利用すること等により、新設する場合に比べ環境影響を低減することが可能な場合には、その利用等を考慮した検討を行うこと。森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林等について関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、同事業者による風力発電所「ユーラス輝北ウインドファームⅡ」が稼働中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。よって、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集等を行った上で、本事業との累積的な影響について、適切な予測及び評価を行うこと。また、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (4) 工事計画の検討

工事計画の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去工事の実施に伴う大気環境、水環境、廃棄物等の影響に関する調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。これらを行わない場合には、方法書において、その合理的な理由を検討経緯も含めて適切に記載すること。

#### (5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、風力発電設備等の建て替えにおいては、現況からの環境影響の増加分のみに着眼することなく、現況の課題も踏まえた上で、本事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討すること。

## 2. 各論

### (1) 騒音等に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域及びその周辺には、住居及び保育所が存在していることから、工事中又は供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、代表地点における既設風力発電設備の稼働中の騒音等を測定するとともに、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、配置位置の変更、単基出力の増加、工事中資材の搬出入等による騒音等に係る生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域及びその周辺には、住居が存在していることから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、代表地点における既設風力発電設備の風車の影について調査を実施するとともに、配置位置が変更すること並びにハブ高さ及びブレードの長さ等が増加することによる生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカの生息及び繁殖行動が確認されているほか、サシバ及びアカハラダカ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえ、既設風力発電設備の設置・稼働によるこれら鳥類のバードストライクや渡りへの影響等について適切に把握するとともに、それらを踏まえた上で、本事業に係る調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえた適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 景観に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、主要な眺望点である「輝北うわば公園」等が存在しており、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観に対する影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たり、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

### (5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、九州自然歩道「北大隈コース」及び「輝北うわば公園」等が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影並びに景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を極力回避すること。また、やむを得ず必要最小限の改変等を検討する場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。

また、本地域は全国有数の天体観測地点であり、事業実施想定区域内には「輝北天球館」が存在する。このため、風力発電設備に係る航空障害灯の設置に当たっては、天体観測に係る専門家等へのヒアリング結果を踏まえつつ、当該施設管理者及び関係行政機関等に対して可能な限り早期に協議等を行った上で、必要に応じて、風力発電設備の配置、航空障害灯の種類を選定、遮光板の利用等の適切な環境保全措置を講ずることにより、本地点における天体観測に対して配慮すること。

これらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。